

1 標準化・共通化の概要・趣旨

国は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第5条第1項に基づく「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、地方公共団体に対し、令和7年度末までに標準化基準に適合する基幹業務システムの利用を義務付けるとともに当該システムをクラウド環境で利用するよう努めることとした。

一方で、各ベンダのリソース不足により全国的に遅延が発生している状況を受け、令和6年12月に国のシステム標準化基本方針の改定がなされ、令和7年度末までの標準化対応が難しいシステムを「特定移行支援システム」として、概ね5年以内に移行できるようにすることとされた。

2 これまでの区の取組と移行延伸に至った経緯

(1) これまでの区の取組

- 令和4年11月に調達方針を決定し、令和5年3月には移行計画書を策定した。
- 上記計画書で定めた令和8年1月の移行を目指し令和5年度より各課での取組を本格化。テーマごとのワーキンググループなどにより関係課が協力しながら移行に向け準備を進めていた。
- 経費については、国の補助金も活用しているが、標準化により移行経費だけでなく運用経費なども上昇しており、区の超過負担が発生している。

【表1】標準化に係るシステム関連経費 (千円)

	R4年度決算	R5年度決算	R6年度決算	R7年度予算
決算 ^(R7は予算) 額	64,567	438,486	1,909,791	4,576,710
補助対象経費	64,566	414,406	1,445,470	2,118,472
補助金交付額 ^(R7は交付予定額)	64,566	414,406	1,166,635	1,972,911

(2) 移行延伸に至った経緯

- 国の方針改訂を受け、令和5年度には区に関連するベンダのうち生活保護システムが、令和7年度に入って障がい者福祉、児童手当、児童扶養手当、健康管理、子ども・子育ての各システムが特定移行支援システムとなった。
- 住民基本台帳システムのベンダにおけるリソース不足により、7月に予定していた連携テストの開始時期が後ろ倒しになり、8月下旬より開始した連携テスト（システム間のデータ受け渡しや動作連携テストを行う）において、各ベンダ間の調整項目が想定以上に多いことが判明した。
- リハーサル等と並行しながら10月中旬までベンダ間の調整を継続したが、本番移行までに不具合箇所を修正し、安定稼働に必要な品質を確保するのは困難であり、特定移行支援システムに申請するとの見解が示された。
- そのため、戸籍及び戸籍の附票システムを除く10システムについてシステム移行予定を延期することとした。

自治体情報システムの標準化移行延伸について

3 今後の対応

- ・令和8年度に標準準拠システムに安全に移行できるよう、関係所管課及び各ベンダとの調整を進める。
- ・移行延伸に伴い、追加経費等の発生が見込まれることから、国に対し補助金の増額等の対応を求めている。

【表2】標準化対象システムの状況（赤字が今回、特定移行支援システムに申請予定のシステム）

	対象業務	システムベンダ	移行予定時期	備考
1	住民基本台帳	RKKCS	令和9年1月	特定移行申請予定
2	印鑑登録	RKKCS	令和9年1月	特定移行申請予定
3	戸籍	富士フイルム	令和8年2月	
4	戸籍の附票	富士フイルム	令和8年2月	
5	選挙人名簿管理	ムサシ	令和9年1月	特定移行申請予定
6	個人住民税	NEC	令和9年1月	特定移行申請予定
7	軽自動車税	NEC	令和9年1月	特定移行申請予定
8	就学	内田洋行	調整中	特定移行申請予定
9	国民年金	NEC	令和9年1月	特定移行申請予定
10	国民健康保険	NEC	令和9年1月	特定移行申請予定
11	後期高齢者医療	NEC	令和9年1月	特定移行申請予定
12	介護保険	NEC／三菱電機	令和9年1月	特定移行申請予定
13	障害者福祉	アイネス／富士通Japan	令和9年1月	特定移行申請中
14	生活保護	アイネス	令和9年1月	特定移行認定済
15	健康管理	日本コンピューター	令和9年3月	特定移行申請中
16	児童手当	アイネス	令和9年1月	特定移行申請中
17	児童扶養手当	アイネス	令和9年1月	特定移行申請中
18	子ども・子育て支援	日本システムブレーンズ	令和9年1月	特定移行申請中

※ 上記のほかに各システムに共通の情報を扱う基盤システム（システムベンダ：日立システムズ）がある。

自治体情報システムの標準化移行延伸について

参考 特定移行支援システムの状況（令和7年7月末現在）

- ・令和7年度に移行できない特定移行支援システムがある団体数は1,788団体のうち643団体（36.0%）
- ・大規模自治体であるほど、当初の期日に移行できないシステムを抱える傾向が強く、政令指定都市は20団体すべてが（100.0%）中核市は62団体のうち55団体が（88.7%）が特定移行支援システムを有している。
- ・特別区においては、21団体が（91.3%）特定移行支援システムを有している。
- ・表3、4は7月末の状況のため、該当システムは今後も増加する見込みである。

【表3】政令指定都市における特定移行支援システムの該当見込み一覧（デジタル庁の資料を基に作成）

自治体名	1. 住民基本台帳	2. 印鑑登録	3. 戸籍	4. 戸籍の附票	5. 選挙人名簿管理	6. 個人住民税	7. 法人住民税	8. 固定資産税	9. 軽自動車税	10. 就学	11. 国民年金	12. 国民健康保険	13. 後期高齢者医療	14. 介護保険	15. 障害者福祉	16. 生活保護	17. 健康管理	18. 児童手当	19. 児童扶養手当	20. 子ども子育て支援	21. 共通機能
北海道札幌市	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宮城県仙台市	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
埼玉県さいたま市			●	●		●	●	●	●		●			●	●			●	●	●	●
千葉県千葉市						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
神奈川県横浜市										●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
神奈川県川崎市			●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
神奈川県相模原市									●			●	●		●						
新潟県新潟市						●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●			●	
静岡県静岡市	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	
静岡県浜松市																		●	●	●	
愛知県名古屋						●	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●	
京都府京都市					●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大阪府大阪市						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
大阪府堺市						●	●	●	●	●				●	●						
兵庫県神戸市						●	●	●	●		●	●		●	●	●		●	●	●	
岡山県岡山市						●	●	●	●	●			●	●	●		●	●		●	
広島県広島市						●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
福岡県北九州市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
福岡県福岡市			●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
熊本県熊本市			●	●		●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●

自治体情報システムの標準化移行延伸について

【表4】特別区における特定移行支援システムの該当見込み一覧（デジタル庁の資料を基に作成）

自治体名	1. 住民基 本台帳	2. 印鑑登 録	3. 戸籍	4. 戸籍の 附票	5. 選挙人 名簿管 理	6. 個人住 民税	7. 法人住 民税	8. 固定資 産税	9. 軽自動 車税	10. 就学	11. 国民年 金	12. 国民健 康保険	13. 後期高 齢者医 療	14. 介護保 険	15. 障害者 福祉	16. 生活保 護	17. 健康管 理	18. 児童手 当	19. 児童扶 養手当	20. 子ども 子育て 支援	21. 共通機 能
千代田区																					
中央区													●	●	●	●	●	●	●		
港区						●			●		●	●				●					
新宿区			●	●						●				●	●	●		●	●	●	
文京区														●		●				●	
台東区															●	●	●				●
墨田区																					
江東区																	●				
品川区										●							●			●	
目黒区														●	●		●			●	
大田区										●					●			●	●	●	
世田谷区												●	●		●	●		●	●	●	
渋谷区	●	●				●			●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
中野区																●	●	●	●	●	●
杉並区										●					●		●	●		●	
豊島区			●	●						●							●	●	●	●	
北区										●				●	●			●	●	●	
荒川区										●					●	●	●	●	●	●	●
板橋区															●	●	●	●	●	●	
練馬区	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
足立区										●							●			●	
葛飾区															●	●	●	●	●	●	●
江戸川区															●		●	●	●	●	